

神奈川県鉄道輸送力増強促進会議 令和6年度 要望・回答

東日本旅客鉄道 京浜東北・根岸線

番号	要望事項	要望内容	回答
Ⅱ 利便性向上			
1 駅施設等の整備			
(1)	関内駅の利用者の安全性確保、利便性向上を図るための駅施設等の整備	JR関内駅は、横浜スタジアムの最寄駅であるとともに、横浜都心部の玄関口の1つとして、1日の乗降客数が約10万人(令和5年度実績)と多くの方々が利用されています。 南口周辺では市庁舎移転を契機として、横浜BUNTAIの開館、関東学院大学横浜・関内キャンパスの開校、旧市庁舎街区の活用、関内駅前地区第一種市街地再開発事業における再開発など、JR関内駅南口周辺を含めた関内・関外地区において、新たなまちづくりを推進しているところです。 これにあわせて、関内・関外地区の回遊性強化やバリアフリー化など、駅周辺のまちづくりと連携した駅舎改良について要望いたします。	関内駅南口においては、市庁舎移転等の新たなまちづくりとあわせて、駅舎改良等について関係自治体と協力してまいります。
(2)	桜木町駅及び東神奈川駅のホームドア全線整備	桜木町駅及び東神奈川駅については、1、4番線にホームドアが設置され、鉄道利用者のプラットホームからの転落や走行する列車との接触の防止等に寄与していますが、残る2、3番線については整備がされていません。両駅は視覚障害者利用施設の最寄り駅であり早期整備を望む声があることから、特に早期のホームドアの整備完了を要望いたします。	ホームドアについては、2024年8月20日付プレスリリースで公表しております内容の通り、東京圏在来線の主要路線について、2031年度末頃までの整備を目指しております。 桜木町駅及び東神奈川駅についても、引き続きホームドア整備完了に向けた検討を進めてまいります。
(3)	高齢者、障害者、乳幼児連れの保護者等に配慮した駅施設の改善等	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき、バリアフリー化について、整備を進めていただいているところですが、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」も踏まえ、誰もがより安全かつ自由に駅を利用できるよう、引き続き、次の事項について、特段に配慮されるよう要望いたします。 また、横浜市及び川崎市においては、バリアフリー法に基づく基本構想を作成しているため、当該基本構想に基づく公共交通特定事業計画の作成及び移動等円滑化にかかる事業を推進し、整備にあたっては、高齢者・障害者など駅利用者や地域の関係団体の意見を聞きながら進めるよう要望いたします。	回答は東海道線Ⅱ-3-(13)と同様とさせていただきます。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	回 答
		①転落防止 ホームドアまたは可動式ホーム柵をはじめとするホームからの転落防止施設について、京浜東北・根岸線内の駅において使用開始または着手していただいているところですが、横浜駅、桜木町駅及び大船駅といった県や市が創設している支援制度の対象駅はもとより、1日の平均利用者が10万人未満の県内駅にも早期に設置していただくよう要望いたします。なお、特に県内で突出した乗降者数を誇る駅やホーム上の混雑が著しく、ホームの拡張が物理的に困難である駅等については、早期整備に向けた特段の配慮をお願いいたします。転落防止施設の整備が困難な場合は、当面の策として、内方線付き点状ブロックやCPラインの整備、線路への転落時の対応としてホームステップ、転落検知マットの設置等安全対策についても、引き続き取り組まれるよう要望いたします。また、混雑が見込まれるホームについては、ホームの拡張を行う等、転落防止につながる取組みもお願いいたします。 あわせて、ホームと車両との段差及びすき間の解消についても、ホームのかさ上げや、プラットホーム縁端部へのくし状ゴムの設置など、引き続き取組みをお願いいたします。	回答は東海道線Ⅱ-3-(13)と同様とさせていただきます。
		②バリアフリートイレ等 京浜東北・根岸線各駅において、バリアフリートイレ等の設置、妊産婦・乳幼児連れの保護者等が安心して利用できるような施設(子どもサイズの便器・洗面器・ベビーベッド、授乳室等)や、大人や体の大きな子どもも使用可能な大きめのシート(ユニバーサルシート)などの整備についても、引き続きの取組みをお願いいたします。大きめのシート(ユニバーサルシート)の設置については、県全体としても今後推進していく方針であり、利用者から要望の多い設備でありますので、一層のご協力をお願いいたします。加えて、病気や疾患等でおむつや尿漏れパッドを利用される方も増えていることから、男性用トイレにもサニタリーボックスを設置していただくよう要望いたします。	回答は東海道線Ⅱ-3-(13)と同様とさせていただきます。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	回 答
		③移動経路等 車いすの円滑な移動が可能となるようバリアフリー化された移動経路の整備を推進していただいておりますが、京浜東北・根岸線各駅において、引き続き必要な経路確保を要望いたします。特に、多くの駅で1ルート目が確保されたことから、2ルート目の確保や駅改良時には利用者の身体の状態に応じて分け隔てることのない導線の確保を検討していただきますよう要望いたします。 また、乗車時の介助のため駅職員のいる改札口を通過することとなっておりますが、利便性向上の観点から、車いすで通過できる拡幅自動改札口の有人改札以外への設置を要望いたします。 さらに、ホームの混雑時の利用者の安全性を考慮し、柱等構造物へクッションの設置を要望いたします。特に、大船駅などホームドアの設置に伴い通行幅が狭まる箇所は積極的な設置をお願いいたします。	回答は東海道線Ⅱ-3-(13)と同様とさせていただきます。
		④エレベーター、AED等 京浜東北・根岸線各駅において、高齢者、障害者をはじめとした利用者にとって、円滑な移動経路の確保が可能となるよう、一層の整備を要望いたします。 また、傷病者を安全・確実に搬送するため、救急担架(奥行き2.0m、幅0.6m程度)が容易に収容できるエレベーターの設置を駅改良工事等にあわせて行っていただくよう要望いたします。また、設置が困難な場合には、代替案として、足部等が折りたためる等、コンパクトにエレベーターへ収納することが可能なサブストレッチャー(搬送補助器具)の整備及び駅構内の階段を利用した搬出時の駅係員等の協力体制の確保を要望いたします。 加えて、AEDについては、県内58駅に設置していただいているところですが、AEDを的確に使用するための駅係員等への普通救命講習受講の促進についてあわせて要望いたします。	回答は東海道線Ⅱ-3-(13)と同様とさせていただきます。
		⑤構内床仕上げ 駅構内については、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準でも滑りにくい仕上げにすることとされていますが、京浜東北・根岸線各駅において、雨天時でも滑りにくい仕上げにされるよう引き続き要望いたします。	回答は東海道線Ⅱ-3-(13)と同様とさせていただきます。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	回 答
		⑥車両等 移動等円滑化された車両の整備、案内表示の整備や優先席付近の整備の工夫などの車両の改良、移動制約者が利用しやすい新車両の開発や早期導入を引き続き要望いたします。 また、京浜東北・根岸線各駅構内において、車いすやベビーカーなどの利用者に対する相互理解を深めるためのポスター等の掲出についても引き続き取り組みをお願いいたします。	回答は東海道線Ⅱ-3-(13)と同様とさせていただきます。
		⑦案内表示等 これまで、駅案内サインの改善に取り組んでいただいているところですが、京浜東北・根岸線各駅において、引き続き改善に取り組むようお願いいたします。特に案内サインなど各掲示物については、カラーユニバーサルデザインの考えを取り入れるなど、色覚障害者の方への配慮をお願いいたします。 視覚障害者の方には、駅出入口やトイレ、エレベーター等駅構内各所における音響音声案内装置の設置などを適切に配置するなど取り組みをお願いいたします。 聴覚障害者の方には、電光掲示板などの文字による情報提供をお願いいたします。特に、事故発生時など、緊急時における情報提供については、特段の配慮をお願いいたします。このほか窓口においては筆談用の道具を備えるなど、環境の整備に取り組むようお願いいたします。 加えて、駅構内のAED設置場所がすぐに分かるような標識の設置や、駅構内図へのAEDの設置場所の記載等を引き続き要望いたします。 また、ウェブサイトにおける積極的な情報提供についても取り組むようお願いいたします。特に、工事等による一時的な設備の使用中止と代替手段の情報は、移動が困難な高齢者や車いす使用者にとって必要な情報です。現場での案内表示と合わせて、ウェブサイトでの情報提供にも取り組むよう要望いたします。また、その際は、様々な利用者が情報にアクセスしやすいよう配慮をお願いいたします。	回答は東海道線Ⅱ-3-(13)と同様とさせていただきます。

番号	要望事項	要望内容	回答
		⑧人員対応 京浜東北・根岸線各駅において、ラッシュ時における改札・精算窓口の駅職員の増員やエレベーター等利用時の駅職員による配慮のほか、車内における情報提供の充実に取り組まれるよう引き続き要望いたします。また、誰もが安心して鉄道を利用するためには、バリアフリー化の整備だけでなく、バリアフリーに対する理解の増進や個々の特性に応じた対応等が重要となることから、引き続き、利用者への心のバリアフリーの啓発に取り組まれるよう要望いたします。 障害者差別解消法の改正により、民間事業者においても合理的配慮の提供が義務化されたところです。利用者への駅職員による積極的な声かけや主要駅へのサービスマネージャーの配置、「サービス介助士」資格取得推進などの実践に即した教育、訓練に加えて、障害者差別解消法の趣旨や合理的配慮について理解を深めるための研修などを駅職員に対して実施していただくよう要望いたします。さらに、利用者の行動特性を的確に把握したうえで、必要な職員を適正に配置し、駅における介助体制の更なる充実を図っていただくようあわせて要望いたします。 また、事前的改善措置として、環境整備にも積極的に取り組むようお願いいたします。	回答は東海道線Ⅱ-3-(13)と同様とさせていただきます。
(4)	運賃表の改善	日本政府観光局(JNTO)が発表している訪日外客数推計値を見ると、令和6年1月から7月の7か月間で令和5年度の同時期における訪日外客数を約800万人上回っており、これに比例して鎌倉を訪れる訪日外国人も増加しています。 既に鎌倉駅にはローマ字表記の運賃表を掲出いただいているところではありますが、外国人観光客が訪れる大船駅にも運賃表における駅名のローマ字表記の整備について要望いたします。	回答は東海道線Ⅱ-3-(14)と同様とさせていただきます。

番号	要 望 事 項	要 望 内 容	回 答
Ⅲ その他			
(1)	自転車等駐車場用地の提供等放置自転車対策の推進	自転車等駐車場の設置については、駅周辺における用地の確保を含め、公共空間を活用した路上駐輪施設の設置を進めるなど各市町村において鋭意努力していますが、駅周辺において新たな用地を確保することは困難な状況にあり、適地がなく苦慮している状態となっています。 そのため、京浜東北・根岸線を利用する通勤・通学者には自転車や原動機付自転車の利用者が数多くいることから、自転車等駐車場の設置に対する鉄道事業者の協力義務を規定した「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(自転車法)」の趣旨にのっとり、既設の自転車駐車場のみならず、駅の利用状況や需要量、駅周辺における放置自転車の状況等を勘案し、自ら自転車駐車場を整備、管理及び運営していただくことを要望します。加えて、市町村へ自転車駐車場用地を無償で提供することや、市町村が行う施設の設置や維持に対して助成を行うなど、自転車駐車対策をより一層積極的に推進すること、並びに市町村が行う放置自転車対策に対して、積極的に連携及び協力することについても要望します。 とりわけ、横浜駅、関内駅、石川町駅、山手駅、洋光台駅、港南台駅、大船駅においては、例年、駅周辺の放置自転車台数が多く、市営自転車駐車場だけではひっ迫する駐輪需要に対応することが難しいため、鉄道事業者におかれても、駅周辺の放置自転車対策について、積極的に対応及び協力するよう要望します。 また、市町村としても、自動二輪車(排気量50ccを超えるもの。ただし、側車付きは除く。)の駐車対策だけでなく、子乗せ電動アシスト自転車の利用増加や電動キックボードをはじめとした新たなモビリティの普及により、多様化するニーズにも対応していく必要があるため、そうした需要に合わせた自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の駐車場の設置やシェアサイクルポートの設置などについても、積極的に配慮及び協力するよう要望します。	回答は東海道線Ⅲ-(7)と同様とさせていただきます。